

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(改正労働者派遣法第23条第5項)の規定に従い、当社における労働者派遣事業に係る情報を公開いたします。

1、労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均額)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均額)	マージン率 (①-②)÷①
5	3	14,323円	9,950円	30.5%

※マージン率とは、派遣先より派遣元に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

2、マージン率に含まれる費用

- ・派遣労働者の社会保険料や有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費、本社管理費などの諸経費
(マージンから上記の諸経費を差し引いた利益が営業利益となります。)

3、教育訓練に関する事項

- ・ビジネスマナー教育
- ・OJT教育
- ・通信教育
- ・個人情報教育
- ・安全衛生教育
- ・その他、正社員登用・昇格に関わる教育等

4、福利厚生等に関する事項

- ・各種社会保険完備
- ・交通費規定支給
- ・年次有給休暇
- ・慶弔休暇、慶弔金支給
- ・年金共済助成制度(社会保険加入者のみ)
- ・社内相談窓口の設置
- ・その他、資格取得奨励制度等

以上